

令和6年12月13日（金曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番	青木浩明	9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	佐田幸
環境政策室	宮川智明	健康福祉課長	野村晃稚
農業振興課長	斉藤長久	まちづくり課長	徳廣誠司
産業推進室長	秋森弘伸	地域住民課長	河村美智子
海洋森林課長	今西和彦	建設課長	河村孝宏
会計管理者	國友広和	教育長	宮川雅一
教育次長	岡本浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

令和6年12月第12回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和6年12月13日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：11番から13番まで）

日程第2 議案第56号から議案第60号まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

日程第3 議案第61号から議案第68号まで
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議員提出議案第1号及び第2号
（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第5 議員定数等に関する調査について
（委員長報告・質疑）

日程第6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から提出された議案

- 議案第 61 号 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 62 号 令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 63 号 令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
- 議案第 64 号 令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 65 号 令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
- 議案第 66 号 令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 67 号 令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 68 号 令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について

●議員から提出された議案

- 議員提出議案第 1 号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書について
- 議員提出議案第 2 号 精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書について

議 事 の 経 過

令和6年12月13日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、水野佐知君。

7番（水野佐知君）

おはようございます。

今年の漢字は金。これから質問する佐賀温泉こぶしの里が地域活性化の起爆剤となり、地域のにぎわいの拠点として、みんなが平和にこの町で住み続けていけることを妄想して、質問を行います。

通告書に基づき質問を行います。

黒潮町佐賀拠点施設こぶしのさつについては、6月議会でも質問を行いました。町長が代わり、住民からも、その後どうなったのかという声が多くありました。

今議会で、指定管理者の指定について議案提出がありましたが、改めて温泉宿泊施設、地域の活性化、避難所の利用など、佐賀北部地域に重要な役割を持つこぶしのさつの現状と、今後の課題について質問を行います。

1番、6月議会で、今年度の予定は、ボイラーなど機器の修繕と内部の改修工事を行い、温泉、宿泊、食事の利用ができるよう、来年3月ごろの営業再開をめどに指定管理者を選定するとのことでしたが、現在の予定の進捗状況について問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員のカッコ1、年度内営業再開に向けた現在の進捗状況につきましてお答えを致します。

今年度の予定としましては、施設の修繕を行うとともに、指定管理者を選定し、来年3月ごろの営業再開を目指しております。

こぶしのさつの施設内の改修工事につきましては、10月30日に入札を行い、壁紙の張替えや床のフローリング化などを中心に、作業を進めているところです。

工期は、来年1月末日までとしております。

また、ボイラー及びろ過ポンプの機器修繕につきましても、作業自体は11月に完了しました。

その他、修繕が必要な箇所も幾つか見られますので、その都度対応しているところです。

指定管理者の選定につきましても、8月から9月にかけて公募を行い、11月18日の選定委員会において候補者を選定し、本議会への提案に至っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

予定どおり順調に進行しているとのことなので、住民の皆さんも、今が今かと心待ちにしていますので、引き続き年度内再開ができるよう、サポートをお願いします。

2 番、指定管理者について。

昨年度から、地域力総合アドバイザー制度で、地域資源を活用した全国の事例を参考に、サポートを受けているということで決定をしたということでしたが、選定において特に重要視した点について問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員のカッコ 2、指定管理者の選定において特に重要視した点につきましてお答えを致します。

指定管理者の選定につきましては、8 月 23 日に募集要項を公開し、9 月 25 日まで申請の受け付けを行いました。

応募に当たり、町内外の交流施設として、地域の活性化を図ること、独立採算による安定経営を目指すこと、災害時の防災拠点となるよう災害対応に取り組むこと、などの要件を募集要項等に盛り込みました。

議員ご質問の、選定において重要視した点としましては、この募集要件を満たすことだけでなく、地域の状況を把握し、いかに地域に根差した活動ができるかという点でございます。

応募申請書には、地域や関係機関との連携、関係性の構築を重要事項として捉えており、地元住民向けのイベントや交流会の開催なども提案されています。

また、休業前の経営状況の分析を行い、安定経営に向けた改善策が示されていることも重要な点としました。

今回、指定管理者の候補として選定した株式会社 FoundingBase は、地域とともにまちづくりに取り組むことを掲げており、地域とのかかわりを持ちながら、課題解決に向けた取り組みを展開しているようでございます。

同社であれば、こぶしのさとの設置目的に即した管理運営ができると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

答弁のように、株式会社 FoundingBase は、売上向上施策とコスト削減施策を推進する、というようなことで経営改善策を立てて取り組んでるということでしたが。

この近隣の地域では、大月町でかかわられています。大月町では、大月エコロジーキャンプ場と檜西園地キャンプ場を一体で委託管理をし、地域おこし協力隊 2 名とスタッフ 1 名の 3 名で、グランピングを行っているとのことでした。

住民からは、経営改善のために、1 年目 1 万 2,000 円の利用料を、3 年目に 2 万 5,000 円に改定していく。また、地元の人が自由にそのキャンプ場、そのビーチに入れなくなったという、寂しい話も聞いています。

もちろん、こぶしのさとも経営が成り立つことが重要です。当町では、指定管理となった場合、経営面には意見が言えませんが、住民としては、近くに買い物をする店や食事をする場所がないので、自分

たちが使いやすい料金や、同窓会や法事、盆や正月などに、都会から子どもや孫が帰ってきたときに、大勢でお風呂や食事、宿泊ができるような場所を待ち望んでいます。

これについては、どう考えられますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員の再質問にお答えしたいと思います。

指定管理者が決まりましたら、これから詳細について詰めてまいりますけども、まずは営業を再開し、地域の方に使っていただけるような取り組みをしたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

ぜひ、そのようにお願いします。

3番、指定管理事業での町の姿勢について、近隣施設や地区住民とこぶしのさをつなぐ役割が重要であり、佐賀北部地域活性化協議会にも定期的に参加するなど、かかわりを持っていくとのことでしたが、その考えに変わりはないかを問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員のカッコ3、会議にも定期的に参加するなど、かかわりを持っていくとのことだったが、その考えに変わりはないか、につきましてお答えを致します。

6月議会の答弁で申し上げたとおり、町としましては、近隣施設や地域住民とこぶしのさをつなぐ役割を果たす必要があると考えております。

周辺地区で構成される佐賀北部活性化協議会の会合には、運営スタッフとともに、可能な範囲で参加させていただきたいと考えており、また、あったかふれあいセンターをはじめとする周辺施設とも、徐々につながりを広げてまいります。

さらに、指定管理事業者として、運営状況などについて定期的にミーティングを行い、地域とかけ離れた運営とならないよう、積極的にかかわっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

定期的に会議を開催するということでしたが、年に何回程度を予定していますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

指定管理事業者とのミーティングにつきましては、月1回ぐらいのペースで開催したいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

ぜひ、よろしくお願いします。

4 番、当町の地域活性化の起爆剤となるように、こぶしのさとを中心に地区内外から幅広い世代の方が集まり、憩いや交流の場として地域のにぎわいの拠点となることを目指すとのことでしたが、指定管理業者や地域おこし協力隊の選定において、具体的にそれが実現できる要素はあるのかを問い言います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員のカッコ 4、指定管理事業者や地域おこし協力隊の選定において工夫した点はあるか、につきましてお答えを致します。

前提に当たり、工夫した点につきましては、こぶしのさとの運営に係る職員の確保は、地域おこし協力隊制度を活用することを条件とした点でございます。

同制度は、都市部から地方へ住所を移し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みです。

候補者として選定した FoundingBase につきましては、地域おこし協力隊制度を活用した事業実績が多くあり、人材確保からマネジメントまで、一貫したスキームを有しております。

地方創生に意欲のある方に来ていただき、新鮮な発想と感性を持って、地域とかかわりながら活躍していただくと期待しております。

本議会において指定管理の選定について議決を得られましたら、速やかに協力隊の募集に取り掛かり、現地運営スタッフとして活動していただく予定です。そして、黒潮町の生活を気に入っていただき、定住につながればと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

株式会社 FoundingBase は、四万十町でも自由塾というものにかかわっていますが、四万十町での話を聞くと、高校生が自由塾で、お姉さん、お兄さんのような若い人から勉強を教わることで、満足度が高いと聞いています。また、そういう若い人を都会から呼んでくることで、若い人の移住、定住につながるのでは、との期待の声も聞いています。

また、地元の人にとっては、よそから若い人が来ることへの戸惑いもありますが、今、課長もおっしゃられたように、新しい風が吹き、新鮮な発想と感性を持った若い人が来ることで新しい展開が期待できるのでは、という声も聞いています。当町もそうなるように、尽力して行ってください。

質問ですが、黒潮町には地域おこし協力隊が現在 10 名いますが、地域の高齢者からは、やっていることが分からんという声も耳にします。

これについてはどう考えますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員の再質問に答えたいと思います。

現在、町内には10名の地域おこし協力隊が在籍しており、各ミッションに取り組んでおります。

その議員のご質問の、やることがはっきりしてないということにつきましては、各協力隊のミッションを明確にして、これからやることをしっかり認識させるということに取り組んでおります。

引き続き、地域の活力につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

今、私がやることが分からんと言ったのは、高齢の方なんですけれども、若い方だったらインターネットとかSNSとかを見て、いろいろな情報、いろいろな場に出掛けて行って、地域おこし協力隊の人と協力をしてやっていく。例えば、明日、あさってと、伊与喜小学校でも地域おこし協力隊の方を中心に、地域の方と一緒に文化祭に取り組んでいくわけですけれども、なかなか、今までのその地域と一緒に取り組んでいくという課程の中でも、何をやってるか分からないという声が聞こえるので、町としても両方が融合していくような、そういう形でこぶしのさともぜひ取り組んでいってほしいと思います。

5番、周辺にある拳ノ川診療所、集落活動センター、あったかふれあいセンター、高齢者生活福祉センターこぶしなどを相互に利用し合うなど連携し、地域の維持活性化及び交流事業拡大の拠点施設となるよう取り組んでいくとのことでしたが、その考えに変わりはないかを問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員のカッコ5、周辺にある施設などを相互に利用し合うなど、連携し取り組んでいくとのことだったが、その考えに変わりはないかにつきましてお答え致します。

こぶしのさとの周辺には、拳ノ川診療所をはじめ集落活動センター、あったかふれあいセンター、高齢者生活福祉センターこぶしなどがあり、それぞれが特色ある取り組みを展開してきました。

まずは、こぶしのさを再開して、安定した運営を確立させることを目標としておりますが、6月議会の答弁でも申し上げたとおり、横のつながりを大切に、連携を図ることも重要と認識しております。

地域や周辺施設との良好な関係を築き、憩いや交流の場として多くの方に利用していただきたいと考えております。

指定管理者と調整を進めながら、地域のにぎわいの拠点となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

昨日の濱村議員の質問にもあったように、こぶしのさは、人口減少対策総合交付金の事業の一つにもなっていますが、これについては、具体的にどうイメージされていますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員の再質問にお答えしたいと思います。

こぶしのさを活用して、地域の活性化や交流人口、関係人口の拡大を図ることと、目的としております。

地域の各施設の連携を図ったり、外から人を呼び込むことで、地域の活性化と交流人口の拡大につながればと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

6番、こぶしのさは災害時の避難所としても大事な施設で、以前の経営者とも、町との避難所開設の協定書を交わし、災害発生時または恐れがある際、一時的な避難所として使用要請できた。

今後、指定管理者公募の際に避難所開設の協力体制も盛り込みたいとのことでしたが、先ほどもそのようなお話もありましたが、協力体制が確保できているかを問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員のカッコ6、避難所開設の協力体制は確保できているかにつきましてお答え致します。

こぶしのさとの休業前は、当時の経営者と町との間で避難所開設の協定書を交わしており、災害時の発生時またはその恐れがある状況において、一時的な避難所として使用することを要請できるとしておりました。

今議会において指定管理者の議決が得られましたら、避難所開設の協力体制について調整を進め、より良い避難所運営ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

佐賀北部地域の重要な避難施設となると思いますので、今後も保健センターとも協力しながら、よろしくをお願いします。

これまでも、ほかの議員からの質問にもあったように、過疎による少子高齢化で、地域の主要な産業である農林水産業が、気候変動などの影響もあり衰退していく中でも、何とか希望を持って、細々でも仕事を続け、子どもに迷惑を掛けず元気で暮らしていきたいとの住民の切実な訴えを、町長も地域を回った際に数多く耳にしていることと思います。

その住民の願いや希望がかなえられ、地域福祉の要である、住民主体や地域組織化、福祉組織化が実現し、認知症や障害があっても誰もが安心して笑顔で住み続けることのできる黒潮町となるよう、こぶしのさがそのにぎわいの拠点として発展することを願い、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

次の質問者、宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

おはようございます。

今議会は大西町長の再登板の1回目ということで、一般質問もさせていただきますが。

この場に立ちますと、13年余り前になるんですかね、私が1回目の一般質問をやったときのことも何かおぼろげながら思い出しますが、大西町長がおいでで、あとのメンバーは随分と代わりましたけども。

その当時は、町長も41歳ぐらいですかね。血気盛んな若者でして、それから、今は54歳になられたんですかね。私たちの感覚からするといいですか、行政とかいったものに携わるに一番力の発揮できる、充実した年代が50代ということで、そういった意味でも大いに期待をしているところです。

そういった意味もありまして、再登板の大西町長に主に取り組む姿勢とか方向性といったものを、私なりに感じたいと思いながらお尋ねをしたいと思っておりますので、その大きな枠のところで町長の答弁をいただきたいと思っております。

まず1問目ですが、人口減対策についてということで、質問致します。

この1問目につきましては、高知市内のとある知り合いの方から、電話とかお手紙とかやりとりするような方がおいでまして、その方から、関東地方でお仕事をされている娘さんが、結婚を機に高知にUターンを考えていて、ついては、以前に訪れて好きになっている黒潮町に移住をしたくて、安全な高台に土地がないか探していると言われたことがありました。

その折、そのお話に答えることもなくといたしますか、できなくといたしますか、ただ聞き流したままの形で今至っておりますことが、頭の片隅に引っ掛かったままになっています。一方、私の住む入野早咲地区は、津波の浸水予想区域内にありまして、宅地になり得る土地は多くありますけれども、特にこれから結婚をして子育てをしようとする若い方にはお勧めができない状態です。

こういったことなどから、今回の一般質問を行うものです。

この高台への宅地の確保につきましては、防災対策として、平成23年の東日本大震災の惨状を目の当たりにしてから、この間、私は11回ほどの一般質問をしており、一般質問の回数としては群を抜いております。主に、高台にある国営農地や県の公園区域内の、例えば弘野団地西側の土地の宅地化などが主なものでしたが、法的なものなどで現状では無理とのことでございます。

そういった中、県の公園指定区域の一部除外や、また、高規格道路の残土を利用しての本庁舎東側への宅地造成の計画の検討もあり、新たな局面になってきたとも感じております。

では、通告書を読み上げます。

人口減少は全国的な問題となっている状況下、本町の対策等を問う。

まずカッコ1としまして、本町は少子高齢化の流れに加えて、南海トラフ巨大地震関連で全国一の津波浸水深の予想もあり、震災前過疎も危惧されているなど、安全な宅地の確保が喫緊の課題となっているが、これへの対策を問うとしております。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (徳廣誠司君)

それでは宮川議員の、安全な宅地の確保についてのご質問にお答えしたいと思います。

昨日の矢野依伸議員の答弁と重複するところもございますけども、ご了承いただきたいと思っております。

安全な宅地の確保は、住民が安心して暮らせるまちづくりの一つでございます。津波浸水に対して安全な宅地として、高台や浸水区域外への住宅地の確保が重要と考えております。

高台の住宅地確保につきましては、現在、本庁東側において入野地区宅地造成事業についての可能性を検討しているところでございます。

しかしながら、宅地造成については多額の費用を要し、財政面の課題が大きいため、現在のところその他の宅地造成計画はございません。

既存の高台及び浸水区域外にある住宅地の拡充につきましては、道路等の整備により住宅建築が誘導される状況があれば、費用の抑制、比較的短期での宅地化への有効な施策として考えられます。

現在、出口地区において、可能性のある用地について町道改良を実施するよう進めているところでございます。

今後、他の地区においても協議し、道路整備の先行に伴う民間による宅地化誘導の可能性のある用地を抽出していきたいと考えています。

現在、佐賀地区で事前復興まちづくり計画の作成が進められており、安全、安心な住宅地の在り方について議論、検討されています。

宅地造成には一定の期間及び費用が発生することから、住民の皆さまのニーズ等を把握しながら、適地を洗い出し、計画していかなければならないと考えています。

今後も、安全な住宅地確保につきましては黒潮町のまちづくりにおける重要課題として取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

聞いた印象としましては、現状、これまでのことの報告といったように受け取りました。

あとですね、ちょっと細かいことですが、昨日の濱村議員の一般質問の資料として頂きました、県の人口減少対策総合交付金の事業計画の審査についての資料の中で、本町関連のマル2、住まいの確保事業として移住する子育て世帯等が町内の中古住宅を除却し、その土地に住宅を新築する場合の奨励金の支給というのがありました。

ちょっとその、例えば、その移住される方というのがもともと黒潮町の方でUターンされてきた方なのかとか、そういったちょっと詳しいことを再度、できたら説明いただければと思いますが。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

この資料には、移住する子育て世帯というふうに書かれておりますけども、町内に在住する若い世代、それから黒潮町出身の方が戻ってくる場合なんか対象としたいというふうには考えております。

若い世代、年齢制限とか、それから子育て中、子どもを扶養しているとか、そういうことなんかに向けた対策というふうに捉えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

いつもの悪い癖で、言葉足らずだったようで。

例えば、よそから I ターンで来られた方が家を建てられるには土地の購入をしなければならないと思うんですが、そういった場合もこの中に含まれているのでしょうかという質問です。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

ここで考えておりますのは、家を建てたいというふうな土地に既存の住宅が建っている場合、その土地の既存の住宅を取り壊した上で新築をするというところに補助を充てたいというふうに考えております。

単に土地を購入するということではございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

その家が建っていた土地を持っている、その土地の所有者的な方であれば、よそからもんてきてそこを更地にして家を建てることはできるけども、I ターンで来られる方は、土地を購入しなければならないですよね。そういったことも含まれるのかどうか。

答えをいただいているかもしれませんが、再度。ちょっと私、理解ができません。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

土地を購入するだけでなく、既存の建物を取り壊した上で新築するっていう場合に、補助が出るものがございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

また同じことを聞きますけども。

今の答弁でいきますと、そのもともと建っていた住宅の所有者関連の方でないとその補助が受けられないように、私は感じます。

例えば、住宅が老朽化して更地にしました。そういった土地を、よその方が更地にしてしまったらいけないかもしれませんが、購入目的の方がおいでて、その目的に応えるために老朽住宅を除去するといったようなことができれば、先ほど冒頭申しましたように、高台に土地を探しているとかいった方にお応えできるのかなというふうな思いがありましての質問です。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

外からIターンとかで町内に引っ越しされる方が土地を購入しておうち建てるという場合も、該当することとしたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

この制度といいますか、私も昨日この話を聞くまでは、今、移住、定住促進住宅ということの本町はやっておりまして、そういったことがこの土地のどこまで広がって、よそからの土地を探している方がそういったところで引っ掛かって、黒潮町へ移住される方が増えればいいかなというふうに勝手に想像していましたらこういう話がありましたんで、ああ、これはこれに似ているところがあるな思うての、ちょっと質問をしました。

Iターンの方も利用できるということで、安心を致しました。

では、カッコ2の方へいきます。

カッコ2は、多くの子育て支援策を講じている中、今年度廃止しました在宅子育てへの支援について、復活させることはできないかとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮川議員の、今年度廃止した子育てへの支援について、復活させることはできないかのご質問にお答え致します。

本議会で大西町長や宮川教育長がお答えした内容と重複致しますことをご了承いただきたいと思っております。また、先日の矢野依伸議員の再質問の答弁とも重複致します。

現在、子育て支援につきましては、第3期黒潮町子ども子育て支援計画の策定に当たりニーズ調査というアンケート調査を行い、その結果や、子ども子育て支援会議の委員さんからもいろいろなご意見をいただいております。

本議会でも、在宅子育て応援補助金や保育料の無償化、給食費の無償化についてのご質問をいただいたところです。

現在行っている施策等も含めて、その対象者や効果、財政的なことも検討し、順位をつけながら本当に必要とされている施策が実施できるよう精査しているところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

この2問目につきましては、今の答弁にもありましたように、第1番目の質問者の山本久夫議員の質問の答弁にもありました。

この在宅子育ての件も含めて総合的に検討していくということが弁がありまして、また、そのほかにも同じような答弁がありました。この答弁、内容としたらいい答弁だと思いますけども、私はその答弁を聞いて、ちょっと変な感じを受けました。

というのは、6月議会で復活はないという答弁が濱村質問の一般質問の答弁にありましたけども、何かもともとですね、この補助事業が立ち上がったときですね。いつの議会で、29年の3月ごろですかね、予算がつくわけです。この立ち上げて、こういうことをやりたい。県下的にも初めてだったんですかね。全国的にも珍しいような事業、当時の大西町長が提案されて議会在認めて。その時点では継続していくと、私たち議員も思っていたと思います。町民も、こんなことやります言うたら、来年もそういうことが続いていくんやなというふうに意識するのが一般的というか常識じゃないかと思うのですが、本年度の予算では、それがカットされていまして。提案理由の中にそのカットするというような文言もなく知らないままにカットして、該当者には通知があったようですが。

この事業がありますよというようなことを知って、手厚い支援策をしているんだなということで、それに賛同というか、それに魅力を感じて移住された方、また子育てを決意した方もおいでなのかと、私は思います、そういったことで、移住して、はい、子どもができました。補助金は打ち切りです。そういう話になってるように、私には見えるがです。

こういう、これはですね、9月の私の一般質問で、松本前町長に引き継ぎのことを一般質問しましたが、その中で、重点事項として1番目に子育て支援を挙げております。そういうふうに言ってることはそうだけども、やってる内容ですね。これはいろんな財政上のという言葉が今年は結構出てきだしまして、それはそれで大事なことがですよ。町長が今回言われたように、財政を預かる身としたら、これは重点的に考えていかないかんこととは思いますが、だけと、約束をしたような形になって住民に知らせたことを、下げるときにはそれなりの説明をして、丁寧に理解をいただいてやめるのが、私は当然な作業だと思います。誰のためにというか、変な言い方をすると、住民に雇われて、頼まれて仕事をしよう人間の立場として、そういうことはちょっとおかしいと思いますが。

そこのあたり、町長の考え方を聞きます。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮川議員の再質問に答弁させていただきます。

それぞれ個別の事業の実施の可否の判断というのは、十分あり得る話だとは思いますが、ご指摘いただきましたように、住民の方が当てにされていてというようなケースが、この場合に限っては大変多くあったと思います。

従いまして、周知の在り方についての不備をおわび致しますとともに、今後このようなことがあるときには丁寧な説明責任を果たしてまいりたいと思います。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

私どももそうですけども、住民から聞かれたら説明をしなければいけません。納得できるような説明を

しなければならぬのは、行政を預かる職員の皆さんも一緒だと思うんですよ。

それが、議員も知らないというようなことはすごい大変なことだと思いますので、以後注意をさしていただければと思います。そういうふうな答弁がありましたので、次にいきます。

では、2問目にいきます。

通告書に基づきまして、先の町長選挙において、大西町長が4年のブランクを経て帰り咲きました。開票の結果は、多くの町民が再登板を待ち望んでいたことを如実に示しておりました。

この町民の期待を受けての行政運営の再出発の期に、取り組みの姿勢等について問います。

まず1番としまして、この4年間、海外での活動が多かったようにお聞きしますが、個人的な価値感、また行政運営についての考え方、姿勢で自分自身が変わったと思うことがあれば伺いたいとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮川議員の、個人的な価値感、行政運営についての考え方で変わったところがあればというご質問に答弁させていただきます。

この間の活動エリアが被災地や紛争地という特殊な環境下でございましたので、自分が認識できていないだけで、個人的な価値観に変化があったかもしれませんけれども、最終帰国からまだ4か月でございまして振り返りもできていませんので、もし自己評価を求められるのであれば、もう少し時間が必要であります。

それでも、そういった中であつても被災地や紛争地、また、極度の貧困に喘ぐ山岳においても、当然のことながら日々の暮らしがあり、厳しい環境下で助け合う姿も多数見てまいりました。今振り返りますと、助けなければ生きていけない、そういった状況であつたことと思います。

そういった経験の中で、例えば、紛争地や被災地で学校に通うことのできない難民の子どもたちが、現在、支援を継続している重病を抱えた子どもとの出会いから、教育の重要性を強く認識したということは言えるかと思えます。

しかしながら、いずれも特殊な環境下のことでございますので、平時の行政運営とは少し分けて捉える必要があるということは、自分にたびたび言い聞かせていることでございます。

従いまして、積極的に地域を歩き、住民の皆さんのニーズと地域社会の変化を適宜、的確に把握し、協議を重ね政策に反映していくという姿勢は、前回、この職をいただいておりましたときから変更はございません。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

どうも。

今の答弁の中で、非常時であつたからというような言葉がありましたけれども、逆ではないかもしれませんが、何かの思わぬ突発的なといいますか。例えば、交通事故。自分と誰かが交通事故を起こしました。そういう平常時とは異なるときに、その人の人間性、考え方とか、そういうもんがすぐく表に出てくるといふ考え方ををする人がありまして、私もそういう考え方も同感しております。

そういった意味で、今の非常時等であつたから平時のという言葉には、非常時の対応で平時の対応がと

どうか、逆ながですかね。平時のいろいろ対応、備えがあるから非常時に対応ができるというふうな言い方がいいかもしれませんが。いずれにせよ、トルコでしたかね、ちょっと場所が出てきてませんでした。貴重な体験をされたということで、これは大いに町長のプラスになっていることと思います。

それから関連してですね、いったん4年間のブランクがあったわけですが、主な取り組み姿勢は変わってないというような最後に言葉があったと思うんですが、役場というか行政の組織に対する町長の在り方というものの考えた場合について再度確認させてください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

行政組織のマネジメントとしてのご質問でよろしいですか。分かりました。

行政組織のマネジメントには幾つかの重要点がございまして、質の高いサービスを住民の皆さまに提供するための政策協議の場が一つ。

（宮川議員より「変わった点があれば」との発言あり）

まだちょっと就任して2か月強でございまして、変わったところがどこにあるかと言われますと、今ここでただちに答えることができる案件を持ち合わせておりません。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

分かりました。

今の質問は、そういういろんな4年間の経験で自分を振り返って、こういうふうなところが良かった、こういうところが悪かったとかいうふうな反省があったかなというふうに思って、ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれません。

では、カッコ2の方に行きます。

この4年間、町のトップを務められた松本町長より、行政運営面での引き継ぎがされたと思いますが、その重点的なものはどういうもので、それにどう取り組むかを伺います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮川議員の、前町長からの引き継ぎに関するご質問に答弁させていただきます。

去る10月4日に、西村副町長立ち会いの下、引き継ぎを行い、前町長から31項目について丁寧な説明を受けました。

中には、慎重に取り扱わなければならない案件も含まれておりまして、引き継ぎ項目名を上げることは差し控えさせていただきます。

今回、引き継ぎを受けた案件の内訳は、既に一部及び全部の予算を可決いただき、事業が進んでる案件が7件、今議会に提案、及び今議会における全員協議会で説明済み案件が3件、国、県及び民間と調整を要する案件が6件、事業進捗報告及び今後内部協議を要する案件が17件、事業終了案件が2件、役員就任が5件となっております。

一部再計もございまして、総計は引き継ぎ項目31と一致しておりませんことをご了承ください。

まず、既に予算をお認めいただき事業を進めてる案件に関しましては、遅延停滞することのないよう、事業進捗を図ってまいります。

また今後、関係各機関との調整及び内部協議が必要なものに関しましては、既に多くの案件で調整協議をスタートしておりまして、残りにつきましても、議会終了後速やかに調整協議に入り、事業が遅延、停滞し、住民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう、進捗を図ってまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

件数は出てきましたけども、内容的には出てこなかったかなというふうに受け取りました。

私、9月に前松本町長に引き継ぎ事項を問いました。

ちょっと大まかなものですけども、例えば、先ほども言いましたけども、1番としまして子育て支援事業ですね。それから2番目、四国横断自動車道路に関する事業とかいうことで、ここへ書いてるだけでも6項目。6項目めは、教育基本計画に基づく事業とかいうふうに、事業名を教えてください。

項目、何項目あって何項目どんな内容かというのも大事かもしれませんが、私にも伝わりにくいし、住民にも理解ができにくいと思います。こういうふうに、例えば固有名詞で主な事業を挙げていただくというのが、どちらかといえば固有名詞を挙げて説明する方が分かりやすい。先の町長の説明では、私は説明になってないというふうに感じます。そういうやり方でないといけないという理由がもしあるがやったらまた後でしますが。

後で聞きますいうか、今聞いときますしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮川議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁で申し上げましたように、取り扱いに慎重を期さなければならない案件ございまして、そちらの方は少し項目に代えさせていただいた上で、それ以外の項目を少し提示させていただきたいと思えます。

まず、答弁させていただきました予算化別案件7件、これにつきましては事前復興まちづくり計画関連、ならびに町営住宅等の改修修繕計画、令和6年度耐震改修事業、脱炭素先行地域づくり事業、黒潮町デジタル化推進計画、大方高校魅力化事業、子育て支援事業の7件であります。

次に、今議会に上程ならびに全員協議会でご説明をさせていただいたもの計3件につきましては、佐賀温泉再生事業、地域防災マネージャーの配置、ほか1件でございます。

国、県、民間との調整を要する案件6件のうち、四国横断自動車道路関連事業、それから青年大規模公園のバスケットボールコート整備事業、事前復興まちづくり計画、民間開発住宅地関連、人口減少対策交付金事業、ほか1件の、計6件でございます。

進捗報告及び、今後内部協議を要するもの17件、少し長いですが。

四国横断自動車道路関連事業、事前復興まちづくり計画関連事業、小規模住宅整備、子育て支援事業、南トラ臨時情報、衛生センター長寿化、有井川避難路、こちら県事業でございます。それから、国保の保険料の統一、介護保険料の推移、それから水道水の濁り対策、黒潮町デザインアドバイザー、ふるさと納税、令和6年度普通交付税等算定状況、指定管理施設に関する課題、入野松原再生計画、及び海外交流

事業、ほか1件の、計17件でございます。

それから事業終了案件2件につきましては、日本カツオ学会が解散で、こちらとほか1件、それから役員就任5件につきまして、内訳は出資団体の役員就任が4件、それから全国組織への役員就任が1件。先ほど申しあげましたように、一部再計ございますので、総数31と一致しませんことはもうご了承いただきたいと思えます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

詳しく説明をいただきました。

これほど詳しく、その方がいいかとは思いますが、こちらへ立って今言われたことを言えば再質問がないわけで、より短時間で質問も済みますので、よりできる範囲でより丁寧な説明をお願いしたいと思います。

それから、松本町長の答弁のこの後の中に法令順守についての答弁もありましたが、その件について何かありましたらお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答えさせていただきます。

法令順守に関すると思われるものについては、この引き継ぎ項目の中でございます。

ただし、慎重に取り扱わなければならない案件となっております、項目名は控えさせていただきます。

そのほか、口頭でも引き継ぎを受けておりまして、従いまして、法令順守に関する引き継ぎも受けておるといふことでございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

私は、法令順守の件ではですね、松本前町長から、当然のこととして法令順守をして、全体の奉仕者、住民福祉のために全力を掛ける。これらは公務員の基本中の基本なので、今後も仕事をする上でしっかり心掛けていただくことはもちろん伝えていきたいという答弁があったんで、そういう基本的。大西町長はそういうことを言われて、どうこうしてくださいというレベルじゃないと思うんですけども、町長の立場として、職員にそういうことを指導していく立場になったわけなんで、同じ考え方に立ってもらおうけれども、こういうことを伝えていく。そのことがそういうふうな今言ったような内容で伝わっているのかなということを再確認します。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

心構え等々、それから組織マネジメントの中における法令順守ですね、こちらについては口頭で引き継ぎをしっかりと受けております。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

当然のことですけれども、基本中の基本といわれている、そのとおりだと思いますので、指導の方をよろしくお願いします。

それからですね、一般質問はこれで大体内容は終わったのですが、今回が大西町長の最初の定例会ということで、願いのことをちょっと申し上げますが。

私たち議員の中にもですね、一般質問に対する答弁の仕方にちょっと疑問を感じている声もあります。

というのは、担当される管理者が答弁に登壇しまして、それから再質問を繰り返して、最終的に町長に振ってというようなことが往々にしてあります。この往々にしてある件の中には、その最後の言葉があればすぐ収まる質問、答弁があります。

何か、無駄とは言いませんけど、時間短縮とか効率化の観点から言いますと、主だったことを、方針とか基本的な考え方を町長がまず答弁して、細かい数値的などは補足をちゃんとその管理者にしてもらうとかいうようなことに変えれば、すごい一般質問の時間が短縮されるんじゃないかなという話が、私も同感ですけどもほかの議員にもありまして、ちょっとそういったこと、少し頭の中に入れていただければと思います。

これ質疑じゃないですよ。お願いをしようがですよ。

議長 (中島一郎君)

暫時休憩します。

休 憩 10 時 15 分

再 開 10 時 16 分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

ちょっと認識不足なところがあったようで、失礼致しました。

では、これで私の一般質問を終わります。

議長 (中島一郎君)

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10 時 30 分まで休憩します。

休 憩 10 時 17 分

再 開 10 時 30 分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

11 番 (小松孝年君)

議長のお許しがありましたので、私の一般質問させていただきます。

ちょっと、自分が監査委員という立場で今やっておりますので、最近の一般質問すごい出しにくいということになっております。

今回、質問も出すかどうか結構いろいろ悩んだわけですけども、一応出させてもらっております。そ

の裏に何があるか、深く後で読んでもらうたら分かると思いますんで。

早速ですが、私の一般質問始めたいと思います。

ふるさと納税についてということで、質問要旨の方に2つ構えております。

まず最初にですね、1問目としまして、総務省によるこの制度の趣旨は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度。そして、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い方等を見た上で応援したい自治体を選ぶようにと書かれておりますが、最近は返礼品合戦になっておりまして、本来の趣旨が失われるように思われます。

本町へのふるさと納税寄附金は、昨年度の約1割ぐらい減ってきております。人気の返礼品がある自治体への寄附金が異常に増えておりまして、今後も減少していくことが危惧されます。

この寄附金の使い方について、その点にすごい十分注意をして予算に組み込んでいく必要があると思うがどう考えるかということで、1問目の質問をお願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小松議員の、減少していくことが危惧されるふるさと納税寄附金の使い方について十分注意して予算に組み込む必要性についてのご質問にお答えします。

平成20年5月より始まったふるさと納税制度につきましては、小松議員のご質問にもありますとおりでございます。

現在、応援したい自治体を選んでもらえるよう、返礼品の選定等に勤（いそ）しんでいるところでございます。

令和4年度決算で10億円ほどありましたふるさと納税寄附金につきましては、令和5年度決算で9億円ほどで1割減となっておりますが、これは県下の共通返礼品となったカツオの影響が少なからずあるものと考えております。

これらふるさと納税寄附金は、当町において貴重な収入源でありますので、収支の状況を踏まえつつ、寄附金の使い方についてはなお一層の整理を行い、町の実情に見合った予算編成を行ってまいります。

以上です。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

当然、今の答弁があると思いました。

監査の方でもいろいろ使い方については言わしてもらってますんで、細かいことまで踏み込んでいくつもりはありません。

このふるさと納税、昨年減ってはきてるわけですけども、全国トップのところは都城ですね。それが190億ぐらいあるんですよ。異常なほどにあってですね、本当にちょっとこの納税の在り方がどうかということについても、まあ自分の頭の中でもちょっと疑問があります。もう一定のそういった都市だけに、市町村にいっぱいいくというのが結構不公平なところがあるんじゃないかというふうにも思っております。

昨年がもしかしたらピークだったかもしれません。うちのふるさと納税もちょっと、若干1割程度減ったわけですけども、昨年日本一の都城を見てもちょっと減ってますのでね、そういった流れが、今からもしかしたら来るのかなというふうなことも考えております。

そうしてくるとですね、だんだんまた全体的に減っていくのか、もしくはその1パーとか減ってほかのどこに来るか。そういった変動があるかもしれません。そのへんの見通しはまだ分かりませんが、この使い方について総務課長の方からありましたが、やはり町の事情に合った使い方ということが大事じゃないかと思います。

ただ、今までのこの黒潮町のふるさと納税の使い方というのがどうであったかというのは、細かく見ないと分からないわけですが、あるから使おうというふうな考え方やあ、なかなか継続していかない。町の行政運営においてですね、ぜひとも単発で効果のあるものに、目的を持って使ってほしいと。適切な範囲で運営していくことが大事だと思います。その点を注意して、使うようにしてほしいと思います。

そこですね、さっきちょっと言いましたが、ふるさと納税、この趣旨にもありましたようにもともと目的というのがですね、自分の意思で応援したい自治体を選ぶ。それから、ふるさとに貢献する制度とか、そういった感じで、クラウドファンディングというのがありますよね。これの延長線上になるわけです。クラウドファンディングというのは、購入型、寄附型、融資型、株式投資型、それから不動産投資型とか、その中にふるさと納税がだいぶ入っております、これはプロジェクトに賛同して資金を提供するという、そこが趣旨で、ふるさと納税の場合は、その上所得税の還付や住民税の控除が受けられるということですので、また自治体に限ってですね、クラウドファンディングは自治体だけでなく個人でもできるというわけですが、そういったやり方を、今からのふるさと納税については自分が求めるところあります。まあ、うちの町でやってもなかなか全国的にそうなるかどうかというのはちょっと無理ですが、ぜひそういったところをうちが模範になるような形のものをつくってですね、ぜひ全国に訴えていってほしいというふうに思っております。

そこで、2問目に入るわけですが、

カッコ2の方ですが、質問要旨の1を踏まえて、リピーターや新規獲得のために本町が先駆けて、寄附金の使途や趣旨等をホームページ、ポータルサイトなどに記載してはどうか。

実際には、記載するのはやっております。が、ちょっと後でまたそれはやります。例えばですね、いつも言っている球場の施設整備などに使用した場合、本町のにぎわいや経済効果にも貢献しております、黒潮町という町の認知度やイメージアップにつながっていますというふうに詳しく書いてですね、写真なども載せて発信できれば、ふるさと納税したことがその町の応援につながっていくと確認ができて、本来の趣旨をとっていくんじゃないかと思いますがどう考えるかというのが、2問目の要旨です。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小松議員の、リピーターや新規獲得のため、ふるさと納税寄附金の使途や趣旨等をホームページやポータルサイトなどへ記載してはどうかのご質問にお答え致します。

寄附金の使い道においては、寄附者の意向により活用を図っております。

その充当した事業の内容につきましては、黒潮町ホームページや広報くろしおにおいて、現在も掲載しているところでございます。

ソフト事業からハード事業まで、さまざまな事業に活用しておりますので、どんなものに活用したか具体的にイメージしやすい写真等を織り交ぜながら、議員おっしゃられましたように応援していただけるよ

うに、簡潔かつ見やすい内容を心掛けてまいります。

以上です。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

現在もホームページの中にこうやって、写真と事業に活用した内容らが書いておりますけれども、例えば、自然環境の保全とかいうところにおいてはですね、入野松原や伊与木川などの自然環境の保全活動に活用とか、地球温暖化対策実行計画とか松くい虫防除対策、いろいろそういった形で使ったとこなんか何項目かあります。一応そのふるさと納税寄附金の使用、別途寄附者が選ぶところにありますけれども、そういう内容のところを、ちょっと都城を出してあれですけども、都城と比較したときにですね、もっと詳しく出てます。

都城のホームページの中で、まず、ふるさと納税に入ったときにですね、動画から始まってますよね。いかにもそのへんが良さそうな感じで、まず動画から入ってます。そういった工夫をしてきたから、割と上がってるんじゃないかと思えます。

都城はですね、これ最初は、ふるさと納税が始まったのは平成 24 年ぐらいからだと思えますけれども、その当初 256 万ぐらいやったのが、いきなりですね、4 年目ぐらいから 42 億ぐらいにぼんと上がってるんですね。その原因が何やったかいうのはちょっとまだ調べ切れておりませんが、そういったところも参考にしながらですね、今からうちもふるさと納税が減っていくと、いつまで続くか分かりませんが今が大事な時です。実質公債費比率も結構上がっておりますので、そういったところに使って、ちょっとでも起債が少なくなるような形になれば、本当言うたらすごいうちの町にとっては助かることやったわけですけども、ちょっと使い方なんかがやっぱり曖昧なところがあったように思います。

ここで、例えばというふうに挙げて、大方球場のことについて書いておりますけれども、ずっと、例えば雨天練習場とかって造るときに、ふるさと納税を活用してやってくれんかということも言っていました。今回ですね、去年雨が多くてですね、その影響もあって、今年ちょっと雨天練習場がない理由でですね、結構 2 つの大学あたりが来れなくなったっていうか、ほかに移ったということがあります。その経済波及効果の損失というのはですね、ちょっと計算したところによると 1,298 万減るわけですよ。それがないだけで。これがまたどんどん減っていく。そういったところにね、やっぱこう使っていく前から、うちに入ってくるお金、町に入ってくるお金じゃなくてその町全体に入ってくるその経済効果というのが減っていくということは、すごく目に見えない損失になっております。

そういったところにふるさと納税なんかをやっぱり入れてですね、活用してですね、町の賑わいを閉ざさない、そういうことに使うことが大事じゃないかと思えます。

それで、そのへんが今回の質問の趣旨ではないかというふうには思ってると思えますけれども、例えばの例ですので、それについてはまた 3 月の予算を見ながら、次 3 月に質問するかもしれませんけれども、そうしたところです。

時間もないのであまりはできませんけれども、去年、令和 5 年度ですけどね、さっき言いました今年減るのが 1,200 万。で、去年度は、野球だけです、野球だけで 3,000 万という経済効果を上げております。そのへんのプラスマイナス考えて、予算組みの中にふるさと納税をどうするかということも考えもらったらいんじゃないかと思っております。

元のクラウドファンディングというのがありますので、その趣旨に沿った、うちのふるさと納税の宣伝

をやってほしいと思います。

クラウドファンディングというのは、ちょっと横文字で言うとまたこれ何ぞいうて言われますので。クラウドというのが群衆で、それからファンディングのが資金調達。アイクラウドとかありますが、アイクラウドのクラウド、雲ですからね。それとはちょっと違うわけですが、皆さんからそうやった資金調達するためにやっぱりそのプロジェクト、こういうことに使う、使いたいという、はっきりされた方がええんじゃないかと思っております。

ここで言いたいことはですね、何のためにふるさと納税してもらうか、コンセプトといいますか目的をしっかりと伝えてふるさと納税してもらえるようにやっていけないかということですが。

再度、答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小松議員の再質問にお答え致します。

目的を持ったふるさと納税を予算化するというので、本当にそれが理想だと考えております。

ただ、今の財政事情にも、監査委員でご存じかも分かりませんが、その内容として、現状のところでは言いますと、非常にその分を限定して一つの事業に充てるという目的を持った状況を使うという状況にはなっていないのが現状ではございます。

収支の状況等を確認しながらですね、今後の状況を見極めながら、また、その趣旨に沿った目的を持った形にも持っていけるような段階になれば、検討をさせていただきたいと考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

前町長の松本町長もよく言っていましたように、継続的な事業で、実際うちの町でやるべき事業はいっぱいあるわけですが、継続されてきた事業にそこがふるさと納税があるからということで充ててみると、後々困る。実際、今、自分でやりたいけど箱物とかに使うとですね、それもまた後々響くところは実際にはあります。それも、後に利益を生まないものに対してはあんまり作るべきではない。さっき言ったような例で言うと、それがあることによってお金が潤ってくるとか、町が元気になるとか、そういった見返りがあるものに対して使っていくべきだと思います。それは単発的で、利益を生む場合はそういう意味でして、決してそれだけに特化しているとかいうわけでもありませんし、もうちょっとこういういろいろ使い道に関しては深く考えてですね、やってほしい。一番言いたいのは、あるからすぐに予算を組み込むとかじゃなくて、ないものとして考えとって、それからそこを、次の、施策に役立つものがあれば組み込むという感じとかですね。

それとか、今回、その公債費比率が上がってるのは、いろいろ理由はあります。水道のこととか、それからし尿処理場とか、そういった大きな取り組みにもかかっておりますので、どうしても公債費比率が上がっていくのは仕方ないと思いますけれども、そういったときにうちの町の救い道にはなるんじゃないかと思えます。

細かい数字のこともいろいろありますけれども、これなんかほとんど監査でも言っておりますので、ここではあえて触れないようにしておきますが、ぜひそういったことで、使い道、ちゃんと目的を伝える

ような、ホームページなりそういったサイトを利用してですね、うちの町からそういうやり方を正して
いてほしいなというふうなお願いです。

うちの町がやったけんいうてそう変わるわけじゃないかもしれませんが、それも第一歩ですね、そ
ういった目的に沿ったホームページも作ってもらって、しっかり使った用途については、もうちょっと詳
しく書いてほしい。単純に何とか事業とかやったら、この事業は何やら、さっきもあつたですけどどんな
事業やら分かんのにねえとか、実際こういうふうなことで使って、こういう目的で使って、こういうこ
とがすごいうちの町に還元され、それからうちの町のためになりましたかというふうな詳しい説明をもう
ちょっとやっちゃった方が、本当の意味でふるさと納税してくれる人たちが増えてくるんじゃないかと思
いますので、ぜひ今後、そういったやり方を研究してですね、ひとつ、都城を参考にするわけじゃないで
すけど、まああこも参考になる。それと全く同じもの作っても一緒ですので、うち独自のそういうものも
ちょっと考えていくのも大事やないかと思しますので、それをお願いして私の質問を終わりたいと思いま
す。

議長（中島一郎君）

これで、小松孝年君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2、議案第56号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第60号、黒潮町交流
拠点施設こぶしのさとに係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

（議場から「休憩お願いします」との発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 10時 54分

再 開 10時 57分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、澳本哲也君。

総務教育常任委員長（澳本哲也君）

それでは、総務教育常任委員会の報告を致します。

総務教育常任委員会に付託を受けた議案、条例関係1件、補正予算2件、指定管理関係1件、計4件に
ついて、その審査の経過ならびに結果を報告を致します。

当委員会は、副町長、教育長、担当課長出席のもと、12月6日午前10時20分から午前11時45分まで
委員会を開催し、慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案について全てを全会一致で可決
すべきものと決しました。

これより、審査の過程において論議された主な事項についてのみ、その概要を申し上げます。

議案第56号、黒潮町税条例の一部を改正する条例については、本会議の説明どおり、質疑はありません
でした。

続いて、議案第57号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算についてです。ページ16ページ。
歳入です。

22款町債、1項町債の7目消防債、消防署救急車両整備負担金2,150万円です。

内容について委員より質疑があり、救急車の更新によるもので、との説明でした。今年度新しい救急車が納車される予定で、2台体制で業務に当たるということです。

ページ18ページ。

歳出。

2款総務費、1項総務管理費の3目財産管理費、10節需用費の光熱水費、電気料です。333万円。

委員より、年間の電気代に対して、太陽光パネル設置によりどれだけの効果があるかとの質疑がありました。

執行部より、本庁舎の電気代が年間約1,000万円掛かっている。令和5年度の実績で試算すると、太陽光発電により約24パーセントがクリーンエネルギーで賄われて、効果はあるとのことでした。

ページ29ページ。

10款教育費です。2項小学校費、1目学校管理費の14節工事請負費。拳ノ川小学校の大プール塗替修繕工事534万円について、委員より、劣化によるものと説明がありましたが、経過年数と他の学校のプールの状況は大丈夫かとの質疑がありました。

執行部より、プールを設置して約50年経過している。他の学校は現段階では工事の必要はない。毎年プール清掃のとき業者にも入ってもらい、点検作業をしている。今年度中にこの拳ノ川のプールは、工事は完了するとのことでした。

議案第58号、黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてです。

説明で、実績による時間外、各種手当等人件費の調整との説明でしたが、委員より、時間外手当2,875万について補正ではかなりの金額だが、何の時間外かとの質疑がありました。

執行部より、想定外の時間外で、南海トラフ地震の件、そして解散による総選挙関係の対応とのことでした。

議案第60号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとに係る指定管理者の指定についてです。

委員より、会社の情報の中に、各種イベントを定期的を開催するとのことだが、内容はとの質疑がありました。

執行部より、マルシェや交流会など、地域の賑わいにつなげていきたい。そのために特に情報発信を積極的に行い、多くの人に来てもらえる取り組みを積極的に行い、佐賀北部に明かりをとりたいとのことでした。

委員より、厳しい経営になると思っている。しっかり行政がバックアップしてほしいとの意見もありました。

以上、総務教育常任委員会の報告です。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、濱村美香君。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

12月6日金曜日に開催した、産業建設厚生常任委員会に付託されました議案の審査について、報告を致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第57号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算についてと、議案第59号、黒潮町水道事業特別会計補正予算についての2議案となっております。

採決の結果は、2議案とも討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

以下の報告は、質疑や意見があった点、1点について報告致します。

議案第57号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算について。

まず、歳出について。

補正予算書、ページ24。

6款2項1目、林業振興費、7節報償費について。

委員より、イノシシが昨年の1.6倍、タヌキ、アナグマなど捕獲数が過去最高等、この状況をどのように捉えているか、との質疑がありました。

執行部より、梅雨時期に雨が少ないと、幼獣が生き残る傾向にあり、昨年は捕獲数が少なかったという結果があり、その反対に今年は多いということを、年ごとに繰り返している状況であるとの説明がありました。

ほかには本会議場での説明のとおりで、特段の意見や質疑はありませんでした。

議案第59号、令和6年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についても、本会議場での説明のとおりで、特段の意見や質疑はありませんでした。

以上、審査の結果は、2議案ともに可決すべきものとなりました。

これで、産業建設厚生常任委員会からの報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、委員長の報告及び委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第56号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第56号の討論を終わります。

次に、議案第57号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第57号の討論を終わります。

次に、議案第58号、令和6年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 56 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 11 時 11 分

再 開 13 時 00 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 61 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 68 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは提案させていただきます。

議案第 61 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 68 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての 8 議案につきまして説明させていただきます。

提案させていただきます議案の内訳は、条例の改定が 1 件、補正予算が 7 件となっております。

これらの議案につきましては、国の人事院勧告に伴う対応を踏まえ、条例の改正を行うとともに、各会計における人件費の補正予算を提案するものでございます。

黒潮町としましては、これまでも国の人事院勧告を尊重してきており、今回におきましても勧告どおりに実施したいと考えております。

主な改定と致しましては、月例給として、民間給与との格差を埋めるため、今回は初任給に重点を置きつつも、全職員に対する引き上げとなっております。

また、期末勤勉手当それぞれを 0.05 月分引き上げることとしております。

会計年度任用職員の給料表につきましても、一般職の職員の給料表にならい、改正するものでございます。

そのほか、特別会計補正予算の一部におきましては、人件費の調整における実績見込みを合わせて計上させていただいております。

それでは、議案第 61 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例案は、令和 6 年 8 月 8 日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿った、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当と、会計年度任用職員の給料月額、また、拳ノ川診療所医師の初任給調整手当上限額を改定するための、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の、3 つの条例を一括して改正するものでございます。

続きまして、各補正予算の説明をさせていただきますが、人件費の補正につきましては、歳出予算科目で、報酬、給料、職員手当、共済費となっており、一般会計のみ各特別会計への繰出金を計上させていた

だいております。

歳入予算は、一般会計につきましては財政調整基金、特別会計におきましては一般会計からの繰入金により、収支の調整を行っております。

以後、各会計の補正予算を説明致しますが、補正予算の内容が同一であるため、各補正予算書の1ページのみ説明とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議案第62号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算第6号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ7,473万9,000円を追加し、総額をそれぞれ118億2,815万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第63号、令和6年度の所長給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

給与等集中処理特別会計補正予算第2号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ5,054万2,000円を追加し、総額をそれぞれ15億5,238万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第64号、令和6年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書の1ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ315万円を追加し、総額をそれぞれ22億4,551万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第65号、令和6年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書の1ページをお開きください。

国民健康保険促進特別会計補正予算第1号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ301万円を追加し、総額をそれぞれ6,680万1,000円とするものでございます。

続きまして、議案第66号、令和6年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書の1ページをお開きください。

介護保険事業特別会計補正予算第2号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ393万3,000円を追加し、総額をそれぞれ19億2,798万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第67号、令和6年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書の1ページをお開きください。

介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、総額をそれぞれ2,102万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第68号、令和6年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書の1ページをお開きください。

情報センター事業特別会計補正予算第1号は、議決の予算に歳入歳出それぞれ82万4,000円を追加し、総額をそれぞれ1億1,550万9,000円とするものでございます。

なお、各予算書の末尾には、それぞれの内容によります給与費明細書を付けておりますので、ご確認ください。

提案説明は以上でございますが、この後、条例の改正につきまして関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに適切なお決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは私の方から、議案第 61 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、人事院勧告の指針に沿った黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び黒潮町国民保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の、3つの条例を一括して改正するための条例案となっております。

議案書は2ページ。条例案は、3ページから、また、新旧対照表は参考資料の1ページから18ページにそれぞれ記載しておりますので、ご参照をお願いします。

参考資料、新旧対照表の1ページをお開きください。

主に改正となった下線部分を抜粋して、改正内容を説明させていただきます。

第1条による改正では、一般職の職員の期末勤勉手当と別表第1の給与表を改定するもので、第22条第2項で、一般職の職員の期末手当基礎額について、12月期の支給月数を0.05月引き上げ100分の127.5に改めるものです。

同様に、次の同条第3項で、定年前再任用短時間勤務職員、いわゆる再任用職員の12月期の支給月数を0.25月引き上げ、100分の71.25とするものです。

同ページ下段から次の2ページ中段にかけては勤勉手当の改正で、第23条第2項第1号で、一般職の職員の支給月数を12月期で0.05月引き上げ100分の107.5とするもので、また次の同項第2号で、いわゆる再任用職員の支給月数を12月期で0.025月引き上げ100分の51.25とするものです。

2ページ中段から8ページにかけては、一般職の職員の給与表、別表第1表の改正で、勧告に基づき若年層に重点を置きつつ、全階級の給与月額を引き上げるものとなっております。

9ページをお開きください。

第2条による改正では、先の第1条で改正した職員の期末手当、勤勉手当をさらに改正するもので、本年度は12月期に一括引き上げとなる支給月数0.05月を、令和7年度からは6月と12月に配分し、平準化するものとなります。

第22条第2項の期末手当は、一般職の職員の支給月数を100分の125に改め、次の同条第3項においては、いわゆる再任用職員の給与支給月数を100分の70に改めるものとなります。

同ページ下段から10ページにかけて、第23条第2項第1号は、職員の勤勉手当について、12月に一括引き上げる支給月数0.05月を期末手当同様に平準化し、支給月数を100分の105に改めるものです。

次の同項第2項においても同様に、いわゆる再任用職員の期末勤勉手当について支給月数を100分の50に改め、平準化するものです。

次の11ページから17ページの第3条による改正は、会計年度任用職員の給与表、別表第1の改正で、一般職の職員の給与表にならい改正するものです。

最後のページ、18ページをお願いします。

第4条による改正は、国家公務員の給与表の改正にならい、拳ノ川診療所医師の初任給調整手当について、上限額36万9,500円を37万400円、900円増に改めるものです。

議案書の11ページにお戻りください。

附則において、施行期日等については、交付の日から施行となります。

ただし、第2条による改正の規定は令和7年4月1日から施行となります。

また、第1条、第3条及び第4条による改正の規定は、令和6年4月1日から遡及適用とするものとなります。

以上、議案第61号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（中島一郎君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第61号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号、令和6年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第63号の質疑を終わります。

次に議案第64号、令和6年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号、令和5年度、黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号、令和6年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第66号の質疑を終わります。

次に、議案第67号、令和6年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号、令和6年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 68 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議案第 61 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 61 号の討論を終わります。

次に議案第 62 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 64 号の討論を終わります。

次に、議案第 65 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 65 号の討論を終わります。

次に、議案第 66 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 66 号の討論を終わります。

次に、議案第 67 号、令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 68 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。

この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 61 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 63 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 65 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 66 号、令和 6 年度、黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第 4、議員提出議案第 1 号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書について、及び、議員提出議案第 2 号、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書についてを、一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 1 号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

それでは議員提出議案 1 号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するために、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書について、提案趣旨説明を行います。

本意見書は、学校現場の危機感を訴えるものでありまして、意見書本文より少し引用してご説明致します。

まず、子どもたちの学びを支える教員不足が深刻になっており、特に小学校の教員不足が厳しい状況に置かれています。

大学等の教育実習生は、夢を持って学校教育の実習現場に行っても、対応する教員にゆとりがないため、楽しい職場、やりがいのある職場とはほど遠く、自分の将来の仕事としての希望が持てない現状であると思います。

これらを踏まえ、来春の採用予定の高知県小学校教諭試験合格者の 71.3 パーセントが辞退し、異常な状態となっています。

この件についてはたくさんの要因があると考えられますが、基本的なものとしては、長時間労働に対する時間外手当が 4 パーセントの限定となっていること。学校や教員への過剰な要求の増加、心の負担やメンタルの不調を訴える教員の増加などが挙げられます。

また、産休や育休、教育的配慮が必要な子どもへの対応に対して、代替教員や加配教員など、補充が十分に満たされていないということなども大きな要因の一つと考えられます。

教育は国の基本であり、将来担う児童生徒が安心して教育を受けられる環境づくりこそが、将来の国づくりに最も重要と考え提出するものでありますので、議員の皆さんにはご理解、ご賛同のほどよろしくお

願ひ申し上げます。

なお、提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。
以上、簡単ではございますが、議員提出議案第1号についての提案趣旨説明を終わります。

議長（中島一郎君）

これで提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第1号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第2号、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、濱村美香君。

1番（濱村美香君）

議員提出議案第2号、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書について。

提出者濱村美香、賛成者水野佐知、吉尾昌樹とし、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出致します。

意見書の内容は、発達障害を含む精神障がいを持つ当事者は、治療のための入院や通院、服薬等が長期にわたり、医療費負担が多くなります。また、高額になった医療費が家計を圧迫します。

一般就労は難しく、月1万円から2万円の工賃しか受け取れない状況もあります。

1、精神障害者保健福祉手帳を所持する者を対象とする。2、精神科の通院、入院、および一般医療の通院、入院にも適用させることを条件として含め、国の取り込みに加えて自治体の支援を求め、働き掛けるものです。

県の方でも既に検討に入っているようですが、より深くこの件について検討がなされるよう、高知県知事宛に意見書の提出をするものです。

議長（中島一郎君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第2号の質疑を終わります。

これで、提案趣旨説明及び質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第1号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第1号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第2号、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論は、ありませんか。

7番（水野佐知君）

意見書にもあるように、発達障害を含む精神障害を持つ当事者は、統合失調症で入退院を繰り返し、長期の服薬によりほかの病気を発症することもあり、社会参加の機会も少ないです。

精神障害者が助成を受けられるのは精神疾患を原因とする通院のみで、ほかの疾患や入院は自己負担です。

助成がないのは、全国で四国4県など計6県のみで、就労が難しく、低所得の障がい者の家計を圧迫しています。

身体障がい者と知的障がい者は、あらゆる疾患でも通院、入院に助成があり、医療費の自己負担はありません。しかし、精神障がい者は対象外です。

濱田知事も、9月の県議会一般質問で本格的に検討を開始すると、前向きな姿勢を示しています。

今回、この意見書を提出することにより、家族や当事者が安心して安心して生活していけると思うので、賛成します。

議長（中島一郎君）

次に、反対討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第2号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第1号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第5、議員定数等に関する調査についてを議題とします。

この件については、先般の町議会議員選挙において、定数割れが生じたことに伴い、議員の定数、報酬及び議会運営等についての調査を、議会運営委員会に付託をしておりました。

このたび、この調査が終了したことに伴い、議題とするものです。

委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山本久夫君。

議会運営委員長（山本久夫君）

令和6年12月13日、黒潮町議会議長、中島一郎様。

付託事件名、議員定数等に関する調査について。

令和5年6月第2回黒潮町議会定例会で、本委員会に付託された事件の調査が完了したため、黒潮町議会会議規則第76条の規定に基づき報告します。

1、調査内容。

議員の定数、報酬及び議会運営等についての調査。

2、具体的な調査内容。

カッコ1、議員定数及び報酬月額を、類似団体、高知県の町村との比較等で調査した。

カッコ2、定数、報酬、議会運営等に関する町民の意見を聞くため、意見交換会を実施した。

3、委員会における調査結果、2の具体的な調査内容に沿って調査を行い、それぞれ調査結果を得た。

カッコ1、黒潮町議会の議員定数及び報酬月額は、類似団体、高知県の町村の中での現状はどうか。

マル1、類似団体34団体との議員定数の比較。

資料1をお願いします。

類似団体の人口の平均が1万1,928人であり、黒潮町の人口は1万284人である。

議員定数については、類似団体の定数の平均が13人であり、黒潮町の定数は14人であることから、類似団体の中ではほぼ平均的な定数となっている。

マル2、類似団体との議員報酬月額の比較。

資料2、類似団体の平均議員報酬月額は21万3,741円となっている。黒潮町の報酬月額は18万円で、

類似団体のうち 32 番目の順位となり、類似団体の中では少ない報酬月額となっている。

マル 3、高知県の町村 23 団体との議員定数の比較。資料 3 です。

高知県の町村においては、人口規模、財政規模に大きな違いがあるが、人口の平均が 5,233 人で、議員定数の平均が 10 人となっている。

県下の人口規模が同様の団体、人口 1 万から 1.5 万人以下未満については、土佐清水、室戸市、佐川町、黒潮町であるが、そこに大きな違いはなく、2 市 2 町の人口の平均は 1 万 1,506 人で、議員定数の平均は 13 人となっている。

マル 4、高知県の町村 23 団体との議員報酬月額の比較。資料 4 です。

町村 23 団体の議員報酬月額については、四万十町が最高で 25 万、最低が大川村で 15 万 5,000 円であり、平均は 18 万 3,913 円となっている。

黒潮町は 18 万円で、県内町村の平均的な報酬月額となっており、順位は 11 位となっている。

県下で人口規模が同様の地域、土佐清水、室戸市、佐川町、黒潮町の 2 市 2 町の議員報酬月額は、土佐清水市が 27 万、室戸市が 26 万、佐川町が 18 万 9,000 円、黒潮町が 18 万円で、平均は 22 万 4,750 円となっている。

市議会と町議会の違いはあるが、人口減少など、社会の変遷に伴い市町村の議会運営に大きな違いはなく、財政規模を考慮しても町村議会の報酬は全体的に低いものになっている。

カッコ 2、定数、報酬、議会運営等に関する町民の意見を聞くため、意見交換会を実施した。

マル 1、町民からの意見を聞くための意見交換会を 24 か所で開催した。

実施期間、令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 7 月 2 日まで。

実施対象、地区別及び小学校区、旧校区も含めてやりました。

参加人数 380 人。

マル 2、意見交換会の進行について。

初めに、意見交換会の目的を説明した後、事務局より、地方議会とは、資料 5 について説明を行い、資料、議員定数、報酬、議会運営等に関する自由な意見交換会とした。

意見交換会は、おおむね 60 分から 90 分間で実施した。

マル 3、町民からの主な意見、議員定数について。

人口の減少も進み、欠員となっているので、削減すべき。

他の市町村との人口規模で考えると、少なくともよい。

欠員は一時的なものであり、定数は減らさない方がよい。

町民の要望等を届けるため削減しない方がよい。

マル 4、町民からの主な意見、議員報酬について。

若い人が立候補できるよう報酬を上げる。

定数を削減し、報酬を上げる。

議員のなり手不足の要因として報酬の低さもあるのではないかと。

一定の報酬を確保し、生活ができるようにする必要がある。

報酬が多いから議員になるという考えでは駄目。報酬は現状でよい。

マル 5、町民からの主な意見、議会運営全般について。

議会の活性化に努力してほしい。

議員活動の見える化も必要であると思う。

地域へ出向き、要望等を聞く必要があるのではないかと。

議員の仕事の内容が分からないので、もっと発信をしてほしい。

選挙に立候補しやすい環境整備も必要ではないかと。

定数も重要であるが、議員の質も重要ではないかと。

一般質問の内容が分からない。

委員会を公開してはどうか。

議会だよりの内容を、読みやすくイラストを入れたらどうか。

議会だよりの文字数が多いのではないかと。文字も大きくしてほしい。

これらが以上、町民からの意見です。主な。

4、議会運営委員会としての調査結果、結論でございます。

マル1、定数について。

議員定数について、調査内容と町民からの意見を踏まえ、本町の人口減少の現状や類似団体との比較等を参考に、それぞれの委員から削減また現状維持の意見があったが、採決の結果、当委員会の結論として現行の14人から2人削減し、次の一般選挙から12人とすることに決定した。

マル2、報酬について。

現行の報酬については、合併当時、平成19年5月に定めた報酬であり、議員報酬の見直しは、合併からこんにちまで協議されることはなかった。

合併後の社会環境が大きく変化し、町民の負託を受けた議員の活動にも少なからず影響を及ぼしている。

また、類似団体においても本町の議員報酬が高いという状況ではなく、議員活動をする上で一定の経費が掛かることも事実である。物価上昇率も考慮し、また、今回の議員報酬の見直しにより議員のなり手不足対策にも一定の効果を期待するものである。

各委員から報酬の増額について異論はなく、報酬月額については採決の結果、当委員会は、次のとおり報酬月額を決定した。

議長、月額32万円。

副議長、月額28万円。

常任委員会委員長、運営委員会委員長、それぞれ26万。

議員、月額25万。

この運用は、令和9年5月1日から適用するということになっています。

マル3、議会運営等について。

実施した意見交換会で、議会に対する町民からのさまざまな意見があった。

特に、議会及び議員の果たす役割が、多くの町民に十分理解されていないことが実情であり、そのことも議会に対する無関心な要因の一つになっているものと推測される。

町民の代表として活動する議員一人一人が、その実情を真摯に受け止め、町民に寄り添った活動を心掛けることが重要と考える。

また、議会運営においては、その言動には十分配慮し、町の最高議決機関である議会の品位を保持し、秩序を維持することも議会人として当然のことである。

今後においては、町民に対し、いかに情報発信するか、議会広報の見直しも含め、町民と共に町政運営に関わっていく方策を検討することが重要課題であると考えます。

当委員会としては、各常任委員会において、規定の範囲内で調査研究を中心に今後の委員会活動を積極

的に実施することで、資質の向上、議会の活性につなげるよう提言し報告とする。

以上です。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員定数等に関する調査の件を終わります。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

令和6年12月第12回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、上程させていただきました議案につきまして全てご可決いただき、ありがとうございます。

本議会で賜りましたご意見を参考に、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年12月第12回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 13時 50分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

中島一郎

署名議員

矢野昭三

署名議員

矢野依伸